

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第8編 酒類行政法令関係 第86条の9 酒類販売管理者 第5項関係 2 <u>既に酒類販売管理研修を受講している者を酒類販売管理者として選任する場合の取扱い</u> 酒類小売業者が、当該販売場の酒類販売管理者として、既に酒類販売管理研修を受講している者（直前の酒類販売管理研修の受講日から3年を経過する日が、選任日から3か月を経過する日までに到来する者を除く。）を選任したときは、<u>当該酒類小売業者が当該酒類販売管理者に、選任後3か月以内に酒類販売管理研修を受講させたものと取り扱って差し支えない。</u> (1) <u>（削除）</u> (2) <u>（削除）</u>	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第8編 酒類行政法令関係 第86条の9 酒類販売管理者 第5項関係 2 <u>酒類販売管理研修の受講を要しない場合</u> 酒類小売業者は、次のいずれかに該当する者をその販売場の酒類販売管理者に選任したときは、当該酒類販売管理者に改めて酒類販売管理研修を受講させなくても差し支えない。 (1) <u>当該酒類小売業者が選任に先立って酒類販売管理研修を受講させた者</u> (2) <u>直前において自己の他の販売場の酒類販売管理者であった者（当該酒類小売業者が、当該選任前1年以内に酒類販売管理研修を受講させた者に限る。）</u>